

(仮称)小平市第三次みどりの基本計画骨子案 [修正版]

第 1 章 みどりの基本計画とは

位置付け

- ・都市緑地法第 4 条に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」。
- ・「(仮称)小平市第四次長期総合計画(令和 3 年策定予定)」を上位計画とした部門別計画の一つ。

計画の期間と範囲

- ・令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間。
- ・小平市全域

本計画で扱う「みどり」の定義

- ・前回計画の定義を踏襲(雑木林、屋敷林、農地、用水路、河川、住宅地の植栽地、公的空間の植栽地などの緑地空間に加えて、良好な景観地、歴史的、市民生活との関わりなど、多くの価値観を持つ概念として定義。)

第 2 章 こだいらのみどりを知る

小平市の概況

○位置・面積

- ・東京都多摩地区東北部の武蔵野台地上にあり、面積は 20.51km²。

○人口

- ・平成 27 年に 190,005 人で増加が続いているが、令和 7 年の 197,231 人でピークを迎える見込みであり、計画の目標年次である令和 12 年の推計人口は 195,374 人。

○土地利用

- ・農業的な土地利用と共存しながら宅地化が進んだことが特徴。住宅地が約 71%、農地が約 13%程度あり、武蔵野の面影を残す雑木林も主に西部にまとまって存在する。
- ※ 割合の算出は公有地等の固定資産税が非課税とされている土地は除く

小平市のみどりの状況 及び 小平市の取組

[公園・緑地] 平成 24 年度 77.1ha → 平成 30 年度 78.1ha (1.0ha 増加)

- ・平成 30 年度、都市公園及び都市公園に準ずる公園は 320 箇所、総面積 781,543 m² (7.8ha) が整備されており、平成 24 年度と比較すると 24 箇所、10,292 m² (1.0ha) 増加している。
- ・緑被率は 29.9%、みどり率は、30.7%である(速報値)。平成 24 年と比較すると緑被率は 1.9%減少。
- ・魅力ある公園とするためのグリーンロード沿いの公園等のリニューアルを行っている。

[農地] 平成 24 年度 212.9ha → 平成 30 年度 180.7ha (32.2ha 減少)

- ・農地は、街道に沿って短冊形に分布しており、ほとんどが生産緑地地区に指定されている。農地面積は平成 30 年度、約 181ha であり平成 21 年度と比較すると約 45ha 減少している。

[用水路] 平成 24 年度 20.0ha → 平成 30 年度 19.7ha (0.3ha 減少)

- ・江戸時代に開削された用水路である玉川上水、野火止用水と狭山・境緑道、都立小金井公園を結ぶ小平グリーンロードがあり水と緑豊かな散策路として市民に親しまれている。
- ・用水路に生息する小動物等の生態系に配慮し再整備を実施することで、小平市の環境資源の保護に取り組んだ。

[樹林] 平成 24 年度 12.1ha → 平成 30 年度 11.7ha (0.4ha 減少)

- ・まとまった樹林地が、西部の玉川上水近くに多く分布しているほか、屋敷林等も点在している。小平市の豊富なみどりが温暖化緩和に寄与している。
- ・どんぐりの苗木を児童が育て自然に帰すどんぐりの里親制度を実施し、樹林の健全化や自然環境の普及啓発を推進している。
- ・みどりを維持・確保するための特別緑地保全地区の指定、保存樹林の管理方法の見直し等に取り組んできた。

みどりを取り巻く社会状況

- ・人口減少社会が到来する中、自治体の財政状況も一層厳しくなることが予想されるとともに、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進み、心の豊かさが求められる時代へと変わりつつある。これらを背景として、持続可能なまちづくりに向けた基本的な考え方が、「量的な拡大」から「質的な向上」へ、「新規整備」から「ストック活用」へ、「全方向型」から「選択と集中型」へ、「行政主導型」から「官民連携型」へと方向転換が図られつつある。
- ・社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景として、都市農地の保全・活用や民間による公園・緑地の整備、維持管理などに関し、みどりが持つ多機能性を引き出すための都市公園法、都市緑地法等の制度改正が行われた。今後はこれらの制度を活用しながら、公園・緑地や農地の整備・保全・活用を効果的に推進し、持続可能で魅力的なまちづくりに結びつけていくことが求められている。
- ・地球レベルでの温暖化対策や生物多様性の確保が求められる中、CO₂ 吸収源・固定源や生物生息の場として緑を確保していくことが求められている。
- ・防災・減災のまちづくりに向けて防火植栽、避難場所・避難経路の確保など、みどりの防災機能の向上・充実に求められている。
- ・市民ニーズや価値観の多様化、複雑化を背景として市民の主体的な取組や市民一人ひとりがまちづくり活動に参画する意識の醸成が求められている中、市民主体による公園・緑地の維持管理や環境教育など緑に関する様々な活動が取り組まれている。

みどりに関する市民意識・意向

○市民団体アンケート調査(令和元年 10~11 月実施、回収数 151 票)

- ・小平市の自然環境の良い点として最も評価されているのは「小平グリーンロード」で、将来にわたって残したい緑としても支持されている。
- ・小平市の緑について約半数以上が「満足」「やや満足」と回答しており、緑の量については約 2/3 が過去 10 年で「減った」「やや減った」と感じている。
- ・農地のあり方としては「市民農園や農業公園、体験農園などとして活用」や「農業振興を図りながら可能な限り農地として保全」と答えた人が多く、農地として活用や保全することが求められている。
- ・公園の維持管理の望ましい方法としては、半数以上が「市民と行政の協働」と回答している。
- ・生物多様性保全に関する重要な取組については、「多様な生き物が生息できる自然環境の確保」が最も多く、次いで「外来生物による生態系への影響の防止」となっている。
- ・緑に関する活動に対して希望する支援内容で多く支持されたのは、「活動場所の提供や道具の貸出(物的支援)」、「経済的な支援」など。

○地域懇談会(令和元年 12 月実施、7 会場、合計 16 名参加)

- ・「今のみどりを維持してほしい」「地産地消を促進する等農業経営へのサポートが必要である」「高齢者施設の近くに緑のスペースがあると使いやすい」等の意見をいただいた。

第2章 こだいらのみどりを知る

上位・関連計画における方向性

〇(仮称)小平市第四次長期総合計画(策定中)

〇小平市都市計画マスタープラン(H29.3 策定)

- ・まちの将来像
みどりつながる快適生活都市 こだいら
誰もが快適さを感じるまち
小平らしさが受け継がれるまち
人と人がつながるいきいきしたまち
- ・まちづくりの目標
 - 1 “顔”をもったまちをつくる
 - 2 “みどり”を感じられるまちをつくる
 - 3 “にぎわい”を育むまちをつくる
 - 4 “ひと”にやさしいまちをつくる
 - 5 市民の“ちから”を活かせるまちをつくる

〇(仮称)小平市第三次環境基本計画(策定中)

〇小平市農業振興計画(H30.3 策定)

- ・目指すべき将来像
農業と協働してつくる、“しょく(食・職)”が豊かになるまち こだいら
- ・農業振興の目標
 - 1 農業生産と経営の改善、向上
 - 2 担い手の育成、確保
 - 3 農地の保全と有効活用
 - 4 農業と市民の交流の促進
 - 5 緑と農地と共存する、暮らしやすいまちの実現

・東京都のみどりに関する新たな政策(東京都策定)

- 東京が新たに進めるみどりの取組
 - 方針Ⅰ 拠点・骨格となるみどりを形成する
 - 方針Ⅱ 将来にわたり農地を引き継ぐ
 - 方針Ⅲ みどりの量的な底上げ・質の向上を図る
 - 方針Ⅳ 特色あるみどりが身近にある

みどりを取り巻く課題

- ・公園・緑地のほか用水路や農地など小平らしい個性豊かなみどりの質の向上を図りながら、身近に感じられるみどりとして保全・育成し、次世代に受け継いでいく必要がある。
- ・これまでに整備してきたみどりの適切な維持管理や市民ニーズに対応した再整備を進めていく必要がある。
- ・用水路や幹線道路の街路等の緑の骨格軸を中心とした景観形成や生態系保全、レクリエーションなど様々な機能を持つみどりのネットワーク形成の充実図っていく必要がある。
- ・みどりが持つ多様な機能を踏まえ、人々の生活や都市活動の中で積極的に活用していく必要がある。
- ・多様な生物が共生する質の高いみどりを創造していく必要がある。
- ・制度改正を踏まえ、民間活力を導入したみどりにかかる取組の展開について検討をする必要がある。
- ・市民や事業者との協働によるみどりの取組への参画を促進していく必要がある。

第3章 みどりの将来像を描く

みどりの将来像

計画改定にあたっての視点

- ・樹林などの緑地、都市公園、用水路等幅広く小平らしい多様なみどりの保全・創造・再生を図る取組を位置付ける。
- ・防災や生態系保全、レクリエーション、コミュニティ活動の活性化などみどりが持つ多様な効果を最大限に活かした取組を位置付ける。
- ・みどりの利用・活用が市民の生活や都市活動をより充実させるという考え方のもとづき、これまで以上に市民・事業者主体や市民・事業者と行政との協働による取組を拡大する。
- ・生物多様性を守り、持続的に利用していく。
- ・緑化推進により二酸化炭素削減等に取り組む。

みどりのまちづくりの基本方針

- 〇みどりを守り育てよう
 - ・市民の共有の財産として多様な生き物が共生する質の高いみどりを守り育て、次世代に継承する。
- 〇みどりを生活や活動に活かそう
 - ・市民の生活や様々な活動の中でみどりを活かす。
- 〇みどりのまちづくりに関わろう
 - ・市民のみどりへの関心を高めるとともに、多様な主体がみどりのまちづくりに関わる。

第4章 みどりのまちづくりを進める

〇みどりを守り育てよう

- ・水と緑のネットワークの充実
- ・小平らしい多様で豊かなみどりの保全(樹林、農地、用水路等)
- ・市民に愛される公園・緑地等の整備・再整備と適切な維持管理
- ・市街地における緑化推進 等

〇みどりを生活や活動に活かそう

- ・地域コミュニティやまちづくりの様々な活動の場としての緑の活用(レクリエーション、教育、交流、防災など)
- ・みどりに関する活動等にかかる情報の発信(HPやSNS等による市のみどりの特徴、イベント情報) 等

〇みどりのまちづくりに関わろう

- ・みどりに関する団体や担い手の育成
- ・みどりに親しみ、学ぶイベント等の開催
- ・みどりに関する活動を活性化させる支援制度の充実
- ・緑に関する専門家との連携
- ・みどりの活動に関する表彰制度 等

第5章 地域別に取り組む

- 〇地域区分
- 〇地域別の目標、方針

第6章 重点的・先導的に取り組む

- 〇みどりの整備や活動等の取組を推進

第7章 計画を推進する

- 〇みどりのまちづくりの推進方策
- 〇計画の進行管理
 - ・PDCA サイクルによる進行管理